

目次

4.1. 栄養強調表示

4.2. 健康強調表示

4.1. 栄養強調表示

関連法規／規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
定義（栄養含有量／比較強調表示）	規定はないが、条項6.2.8には、“栄養含有強調表示、栄養素比較強調表示、栄養機能表示は、これらが、「栄養と健康強調表示の利用に関するコーデックスガイドライン」に規定されている最低基準に合致する場合に限り許可される”と記載されている。
栄養含有量強調表示	規定無し
栄養素比較強調表示	規定無し
無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）	規定無し
栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）	Food and Drug Department（食品医薬品局）
査察と罰則	規定無し

4.2. 健康強調表示

関連法規／規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）	規定無し
承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）	規定無し
（食品／特定の組成成分に対する承認）	規定無し
健康強調表示に関する科学的実証	規定無し
実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）	規定無し
実証の基準および／または効果の評価	規定無し
特定の安全性に関する事項	規定無し

再評価	規定無し
製品品質に関する事項 (GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度)	規定無し
有害事象に関する報告システム (義務/任意)	規定無し
健康強調表示の行政/順守 (政府所管当局/官庁)	Food and Drug Department (食品医薬品局)
査察と罰則	規定無し
ダイエタリー/フード/ヘルス サプリメントに関する関連法規/規則	規定無し
定義 (ダイエタリーサプリメントおよび/またはフードサプリメントおよび/またはヘルスサプリメント)	規定無し
サプリメントの行政/順守 (政府所管当局/官庁)	規定無し